

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（抄）

第六条 証拠

6.7 当局は、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の加盟国の政府の代表者に当局がその旨を通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。他の加盟国の領域において行う調査については、附属書 I に定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に関係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は 6.9 の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようになることができる。

附属書 I 6.7 の規定に基づく現地調査に関する手続

- 1 調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出加盟国の当局及び関係があると知られている企業に通知すべきである。
- 2 例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含めようとする場合には、企業及び輸出加盟国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。
- 3 訪問調査を最終的に計画する前に輸出加盟国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。
- 4 調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出加盟国の当局に通知すべきである。
- 5 訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。
- 6 質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。当該訪問調査は、(a) 輸入加盟国の当局が関係加盟国の代表者にその旨を通知し、かつ、(b) その代表者が訪問調査に反対しない場合にのみ行うことができる。
- 7 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることいかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。
- 8 輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（不当廉売関税）

第八条

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（抄）**（調査の開始の通知等）**

第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査（第十四条、第十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの者以外の者であって財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 当該調査に係る貨物の供給者又は供給国
- 四 当該調査を開始する年月日
- 五 当該調査の対象となる期間
- 六 当該調査の対象となる事項の概要
- 七 第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限
- 八 その他参考となるべき事項

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（抄）

9. 現地調査（ダンピング防止協定 6. 7、附属書 I）

（1）提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、ダンピング防止協定 6. 7 の規定に従い、輸出国における供給者に対し、以下のとおり現地調査を行う。

一 調査前

① 調査日程の調整

イ 現地調査の対象者（以下「対象者」という。）に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。

ロ 現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。

ハ 輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。

② 対象者への事前通知

日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併せて送付するものとし、準備期間等に配慮し、現地調査の日本で相当な期間をおいて発出する。

二 調査後

① 調査結果報告書を作成する。

② 重要事実の開示において、当該調査の結果に関係する企業に対し、調査結果報告書を送付する。

③ 9（1）ニ②の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に関係する企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。

（2）8（3）四の規定により、現地調査において証拠の提出を求める場合の対応については、次のとおりとする。

一 証拠については書面での提出が必要であり、提示のみでは証拠の提出とみなさない。

二 証拠については書面での提出とともに電磁的記録媒体による任意の提出を求める。

三 現地調査当日に証拠が提出できないものは回答がなかったものとみなすこととし、現地調査時に提出した証拠の差替えは、原則として認めない。

四 現地調査前に明らかになった事実に関連しない新規の証拠の提出は、原則として認めない。

五 現地調査の終了時までに、対象者に対し、現地調査中に提出した証拠の目録の提出を求める。現地調査中に提出を求めた証拠については、当該目録を用い、求めた証拠が正しく提出されていることにつき確認を行う。

六 調査の正確性を向上させる観点から、原則として、質疑応答は録音する。

七 現地調査は、原則として日本語で行うこととし、適宜通訳を使用する。

八 証拠が提出されない場合その他対象者の協力が十分に得られない場合には、現地調査を終了することができる。

九 9（2）ハにより現地調査を終了した場合、10（2）の手続に従い、知ることができた事実（以下「ファクト・アヴェイラブル」という。）を適用する。

（3）9（1）及び（2）の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。